公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

公益的法人等への職員派遣について、新たに派遣職員に対して市が給与の支給を可能 にする等、現行制度を改め、また、規定の整備をするため条例を改正するもの

Ⅱ 条例の主な改正内容

1 第2条第1項の改正

職員を派遣できる団体について現行の規定を整理し、新たに規則で定めることとする もの

2 第2条第2項の改正

派遣することのできない職員として、任期を定めて任用される職員や非常勤職員を掲げているが、当該職員のうち再任用職員については、派遣ができる職員とするもの

3 第4条(新)の追加

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項において、 派遣職員について給与を支給する場合は条例で定めることが必要とされていることから、 新たに規定を設けるもの

4 第7条(新)の追加

派遣職員のうち、企業職員及び技能労務職員の給与の支給について規定を設けるもの

5 第9条(新)の追加

派遣職員が派遣先で業務上の事由又は通勤による災害に被災した場合に、当該災害に対する労働者災害補償保険法による保険給付額と地方公務員災害補償法による補償の額に差がある場合は、当該差額を市が補償するもの

Ⅲ 施行日関係

平成31年4月1日から施行

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第 5条第1項 <u>第6条第2項並びに</u> 第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員 の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第 5条第1項 並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員 の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 任命権者は、 <u>法第2条第1項各号に規定する団体のうち規則で定めるもの</u> との間の取決めにより、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1) 財団法人富士見市施設管理公社 (2) 社団法人富士見市シルバー人材センター (3) 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 (4) 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団 (5) 社会福祉法人入間東部福祉会 (6) 富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。)	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
(2) 非常勤職員 (地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項	(2) 非常勤職員
の規定により採用される職員を除く。) 第22条第1項に規定する (3) 地方公務員法 第22条第1項に規定する 条件附採用になっている職員 (4) 略 (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれか に該当して休職にされてい れ、又は同法第29条第1項各号のいずれか に該当して停職にされてい	(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する 条件附採用になっている職員 (4) 略 (5) 地方公務員法第28条第2項各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされてい

る職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき 職務に専念する義務を免除されている職員

3 略

 $(1) \sim (3)$ 略

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 略

 $(1) \sim (6)$ 略

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する富士見市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員 (企業職員である職員及び技能労務職員

である職員を

除く。)に関する富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員

_____が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)

る職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき 職務に専念する義務を免除されている職員

3 略

 $(1) \sim (3)$ 略

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 略

 $(1) \sim (6)$ 略

(新設)

(職務に復帰した職員に関する富士見市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第4条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員をいう。以下同じ。)である職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である職員を除く。)に関する富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第5条 派遣職員(企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員を除 く。)が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部 内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところ により、必要な調整を行うことができる。

(新設)

第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定 する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手 当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(報告)

第8条 任命権者(市長である任命権者を除く。)は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(派遣職員の業務上等の災害に対する給付に係る補償の特例)

第9条 市は、派遣職員の、その派遣された公益的法人等における業務上の事由又 は通勤による災害に対する労働者災害補償保険法の規定による保険給付等が、地 方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による補償等に満たな いときは、その派遣職員又はその遺族に対し、その満たない分に相当する額の補 償を行うものとする。 (報告)

第6条 任命権者(市長である任命権者を除く。)は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(新設)